

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画 目次

第2編 災害予防計画.....	予防- 1
第1章 災害に強い都市づくり.....	予防- 1
第1節 災害に強い都市づくりの推進.....	予防- 1
第2節 安全な市街地の整備.....	予防- 2
第3節 都市空間の確保.....	予防- 6
第4節 都市基盤施設の整備.....	予防- 8
第5節 火災予防.....	予防-12
第2章 地域防災力の向上.....	予防-14
第1節 自助による市民の防災力向上.....	予防-14
第2節 自主防災組織等の強化.....	予防-15
第3節 事業所による自助・共助の強化.....	予防-16
第4節 市民・行政・事業所等の連携.....	予防-17
第5節 ボランティア等との連携・協働.....	予防-18
第6節 防災教育・防災訓練の充実.....	予防-20
第7節 要配慮者の安全確保.....	予防-22
第8節 帰宅困難者対策.....	予防-26
第3章 防災体制の整備.....	予防-29
第1節 応急活動体制の整備.....	予防-29
第2節 応急活動拠点等の整備.....	予防-30
第3節 消防活動体制の整備.....	予防-33
第4節 医療救護体制の整備.....	予防-35
第5節 応援協力体制の整備.....	予防-37
第6節 避難体制の整備.....	予防-38
第4章 被害防止対策の推進.....	予防-41
第1節 水害予防対策.....	予防-41
第2節 土砂災害予防対策.....	予防-44
第3節 事故災害予防対策.....	予防-45

第1章 災害に強い都市づくり

第1節 災害に強い都市づくりの推進

災害から一人でも多くの生命と貴重な財産を守るとともに、発災時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

【担当部署等】

項目	担当
1 武蔵村山市第五次長期総合計画	企画政策課
2 武蔵村山市第二次まちづくり基本方針	都市計画課
3 武蔵村山市立地適正化計画	

1 武蔵村山市第五次長期総合計画

市は、令和3年3月に第五次長期総合計画（令和3年度～令和12年度）を策定し、将来都市像である「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」を実現するため、各分野の方針や施策などを総合的・体系的に定めている。防災分野においては、「防災まちづくりの推進」を施策の一つとして掲げ、以下に示す災害対策の推進について定めている。

- (1) ライフライン事業者との連携
- (2) 避難道路の安全確保等
- (3) 不燃化及び木造住宅耐震化の促進
- (4) 避難場所・避難所の機能充実
- (5) 浸水対策の推進
- (6) 防災食育センターの整備

2 武蔵村山市第二次まちづくり基本方針

武蔵村山市第二次まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）は、都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、令和5年3月に策定された。

まちづくり基本方針は、本市の行政運営の指針である「武蔵村山市第五次長期総合計画」、東京都が定める広域的な都市計画の指針である「都市づくりのグランドデザイン」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」・「都市再開発の方針」・「住宅市街地の開発整備の方針」及び各種まちづくりに関連する計画・施策との整合が図られて、6つの分野別方針が設定されている。

本計画においては、以下に示す防災関連分野の「安全・安心まちづくりの方針」を軸として、市民と行政との協働の下、施策の推進を図る。

【安全・安心まちづくりの方針】

災害に強い市街地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道建築物の不燃化の誘導などによる災害に強いまちづくり ・避難所などの公共公益施設の避難機能の充実 ・建築物などの耐震性の強化 ・防災協力農地の指定
安全性を支える都市基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の救援・避難路となる道路網の強化 ・延焼遮断帯及び避難空間の整備
災害に備えた対策と体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・残堀川、空堀川の水害対策の強化 ・公共下水道雨水排水施設、雨水貯留・浸透施設の普及による雨水対策 ・ライフラインの強化 ・緊急・災害時の体制強化と防災意識の向上 ・各市町村との連携による災害時の体制強化 ・復興まちづくり計画

3 武蔵村山市立地適正化計画

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、令和7年3月に策定された武蔵村山市立地適正化計画は、まちづくり基本方針を具体化し、居住や都市機能の誘導に関する方針や施策を定めるとともに、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針として「防災指針」を定めている。

計画では、防災まちづくりの将来像として、「防災・減災対策が充実し、安全・安心に暮らせるまち」を掲げ、土砂災害に対しては、安全なエリアへの緩やかな居住誘導により災害リスクを回避すること、水害、地震・火災に対しては、各種対策を行うことにより災害リスクを低減することとしている。

第2節 安全な市街地の整備

住宅が無秩序に密集している地域や、都市施設が不足している低層過密地に道路、公園、上下水道、消防水利、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを推進する必要がある。

【担当部署等】

項目	担当
1 市街地の開発	都市計画課、沿線まちづくり課
2 土地区画整理事業	区画整理課
3 防火地域・準防火地域の指定	都市計画課
4 建築物等の耐震不燃化	危機管理課、都市計画課
5 ブロック塀等の安全化	危機管理課
6 落下物、家具類の転倒等の防止	危機管理課、北多摩西部消防署
7 エレベーター対策	都市計画課、施設管理者

1 市街地の開発

(1) 都営村山団地再生計画事業

本事業は、東京都により平成9年から進められている都営住宅建替事業であり、コミュニティの継続・育成、良好な住環境の確保を目指すものである。なお、平成26年には村山一団地の住宅施設の廃止及び緑が丘地区地区計画の都市計画決定を行い、平成27年1月に、中期計画事業に引き続き「都営村山団地後期計画事業に関する基本協定」を締結し、令和6年10月現在、後期計画事業第4期工事として建替えが進められている。

(2) 多摩都市モノレール整備事業

令和7年11月、東京都において、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画事業の認可を取得し、事業に着手することが公表されるなど多摩都市モノレール延伸事業は着実に前進している。

市では、多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりを計画的に進めるため、「武蔵村山市立地適正化計画」及び「武蔵村山市多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」を策定し、令和7年度末までに、「武蔵村山市地域公共交通計画」を策定する予定である。

2 土地区画整理事業

武蔵村山都市核土地区画整理事業は、市の中心核としてふさわしい「魅力あふれるやすらぎのまち」を目指し、道路や公園などの都市基盤整備を行うほか、商業・業務施設の集積・誘導、住宅と工場の混在の解消等により更に良好な住環境の形成を図る。

本市の土地区画整理事業の概況は次のとおりである。

計画事業名	計画面積	事業執行状況	計画年次
立川都市計画事業武蔵村山 都市核土地区画整理事業	約30.9ha	都市計画決定 (当初 平成12年5月11日) (変更 平成17年9月7日)	平成12年度 ～令和16年度

3 防火地域・準防火地域の指定

都市の災害に対する体質の強化、特に地域内に不燃化を図る目的で、従来から都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定を行ってきた。今後も、防災上重要な地域（避難所周辺や避難路の沿道など）を中心に防火地域等の指定の拡大に努める。

なお、本市においては、防火地域約29.5ha、準防火地域約466.8ha、指定なし約1,047.0haとなっている。（令和6年4月現在）

- (1) 防火地域・・・容積率400%以上の区域、その他防災上必要な区域
- (2) 準防火地域・・・原則として建ぺい率50%以上の区域

4 建築物等の耐震不燃化

(1) 耐震改修促進計画の推進

都は、東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）に基づき、新耐震基準（1981年）の耐震性が不十分な木造住宅（約20万戸）について新たな目標を設定するとともに、2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅まで対象を広げ、耐震診断・耐震改修を促進する。

市では、武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（令和4年3月改訂）及び武蔵村山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、次の対策を推進する。

(2) 耐震化の促進に向けた重点項目

ア 沿道建築物の耐震化

東京都耐震改修促進計画においては、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路の全路線を指定しており、市内においては6路線がある。（第2編 第3章 第2節「2 緊急輸送ネットワークの整備」参照）

また、これらの路線のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路は「特定緊急輸送道路」に指定され、倒壊すると道路閉塞を起こすおそれのある一定の高さを超える建築物について、東京都は東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年条例第36号）に基づき、その沿道建築物の所有者に対して耐震診断等を義務付けるとともに、耐震改修等に関する助成制度を拡充している。

本市においては、第一次緊急輸送道路の新青梅街道、第二次緊急輸送道路の都道55号線及び青梅街道の一部（市役所東交差点～市役所前）、第三次緊急輸送道路の都道162号線及び主要市道第25号線、都道162号線（伊奈平南交差点～立川市境）が特定緊急輸送道路に指定され、沿道の2棟が特定沿道建築物となっていることから、引き続き耐震改修等に関する助成制度を設けていく。

なお、第一次、第二次及び第三次緊急輸送道路で特定緊急輸送道路に指定されていない一般緊急輸送道路についても、緊急輸送ネットワークの重要性に鑑み、今後、沿道建築物の耐震化に関する助成制度を検討していく。

イ 木造住宅の耐震化

昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建築された木造住宅については、地震発生時において倒壊する危険性が非常に高い。このことから市は、住宅の耐震改修の促進を図るため、木造住宅について、耐震診断・耐震改修に係る補助制度や普及啓発を行う。

ウ 重要な建築物の耐震化

(7) 公共建築物の耐震化

市が所有する防災上重要な公共建築物については、全て耐震化を完了している。

(イ) 民間建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物等、緊急輸送道路沿道以外に存在する民間特定建築物についても、倒壊すれば被害が甚大になるおそれがあり早期耐震化の必要性が高いため、関係機関と連携しながら耐震化を促進する。

【住宅・特定建築物の耐震改修目標】

建築物の分類	耐震化率	
	現状（平成28年度）	目標（令和8年度末）
住宅	89.7%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
民間特定建築物	91.0%	—
防災上重要な公共建築物	100%	100%

5 ブロック塀等の安全化

建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める技術基準を満たさないブロック塀・石塀は地震時に倒壊しやすい。ブロック塀対策は原則として所有者、管理者等が行うべきであるが、新たにブロック塀を設置する者に対しても、配筋や基礎の根入れ等について建築基準法の規定を遵守した構造とするよう、安全化について関係機関と連携を図っていく。

また、建築物敷地から避難場所及び避難所等までの避難路沿いに設置されるブロック塀等の安全対策に関する助成等を行う。

その他東京都耐震改修促進計画により、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、次の全てに該当する塀の耐震診断が義務付けられたことから、耐震性が不十分な組積造の塀の除却や安全な塀への建替え等を促進する。

- ・新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入より前に建築された塀
- ・長さが8mを超える塀
- ・高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超える塀

6 落下物、家具類の転倒等の防止

既存の建築物の窓ガラス及び屋外広告物についての安全化対策、道路の沿道区域内に設置してある自動販売機や屋内家具類の転倒防止策を強化し、地震発生時における被害の未然防止に努める。

(1) 窓ガラス等落下物の安全化

地震発生時、窓ガラス・ビル外装材等の剥離、工作物の落下による被害が予想されることから、これら落下物の対策が重要な課題となっている。

また、既存の公共施設及び一般の住宅の窓ガラスについては飛散防止対策を進める。

(2) 屋外広告物に対する規制

地震発生時、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、都及び市は、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、必要な指導を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機は道路沿いに数多く設置されており、災害時に転倒した場合には、人的被害を誘発し更に道路上の障害物となり緊急車両等の活動の妨げになることも予想される。このため、本市においても震災対策の観点から、主要道路沿道に設置されている自動販売機の設置者に対して、転倒防止措置対策の指導を行うとともに、警察署の協力を得て不法設置の取締り等、必要な対応を行っていく。

(4) 家具類の転倒防止策

阪神・淡路大震災では、室内においても、ゆれのために家具が転倒し、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じた。特に高層階ほどゆれは大きく、家具転倒による被害は大きかった。

また、東日本大震災では巨大地震で発生する長周期地震動で、家具類の転倒・落下・移動が発生した。

この教訓を踏まえて、市民が家具等の転倒により被災することがないように、国・都・市は、以下の対策を講じている。

ア 市の対策

市民・事業者に対する転倒防止対策の普及・啓発を行う。

イ 国等の対策

国土交通省や総務省、独立行政法人都市再生機構は、専門技術者向けの「家具転倒防止等の手引き」と市民啓発用パンフレット「地震による家具の転倒を防ぐには」を作成し、この普及に努めている。

ウ 都の対策

(7) 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、防止対策を推進する。

(4) 都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

エ 北多摩西部消防署の対策

東京消防庁では、効果的な転倒・落下・移動防止対策について作成した資料を活用して都民や事業所の防災指導に活用するほか、関係機関、関連業界団体等と連携して周知する。

また、防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習、映像など多様な手法を活用した普及啓発を行う。

7 エレベーター対策

地震発生時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

ア 市施設

市は、都施設の対策に準じて、市の関係施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

イ 都施設

(7) 都営住宅の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等を設置したため、今後停電時自動着床装置の設置を推進する。

(4) 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート 運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時 自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震 時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

ウ 民間施設

(7) 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

(4) 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、所有者等に配布するとともに、ホームページに掲載するなど閉じ込め防止対策を促していく。

(2) 救出体制の構築

- ア 救出要員の増員を図るため、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業を行う体制を整備するよう努める。
- イ 限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要であり、一般社団法人エレベーター協会は、関係する通信事業者と協議し、協会加盟のエレベーター保守管理会社への災害時無線電話の導入を進める。
- ウ 一般社団法人エレベーター協会は、エレベーターの保守管理会社に対し、閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、緊急通行車両等事前届出済証の交付の事前申請を行うよう周知する。

(3) 早期復旧体制の構築

- ア 「1ビル1台」ルールの徹底
地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。
市は、都の促進する「1ビル1台」ルール等について、市民・事業所等に普及啓発する。
- イ 自動診断仮復旧システムの採用
エレベーター管理会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。
市は、自動診断仮復旧システムの開発状況を見ながら、防災上重要な市関係施設への当該システムの設置を検討していく。

第3節 都市空間の確保

公園・緑地は、市民の心ふれあう憩いの場、コミュニティやレクリエーション活動の場、子どもたちの遊び場として、重要な役割を果たしている。

また、良好な都市景観を形成し、災害時には避難場所や延焼遮断帯としての機能を持ち、市民生活に役立っている。避難者の安全確保と火災の延焼阻止等に効果の大きいオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的な課題といえる。

オープンスペースは、公園、グラウンド、緑地等のほか、耐火建物群で囲まれた宅地等が考えられる。このうち、大規模なものは避難場所として指定しているが、小規模の空地については、一時集合場所や地域の防災活動の拠点として、その有効活用を図っている。

【担当部署等】

項目	担当
1 公園・緑地の整備	環境課、都市計画課
2 緑地・農地の保全	産業観光課、環境課
3 オープンスペースの把握と活用	環境課、危機管理課、都市計画課
4 防災ネットワークの形成	危機管理課、環境課

1 公園・緑地の整備

公園・緑地は、都市のやすらぎのあるレクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能、都市景観の骨格としての機能に加えて、地震発生時における避難場所等、あるいは、延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上その果たす機能は大きい。

本市の公園・緑地面積は約136.68haあり、市民一人当たり約18.98㎡(令和4年3月31日現在)で、東京都の市部の中では第一位となる一人当たりの公園・緑地面積が確保されている。今後においても都

市公園の新設、既存公園の拡充・再整備等とあわせ、水道施設及び震災時に有益な水利の確保、照明施設及び防災資機材格納庫の設置を検討するとともに、緑地の適正な維持管理を進め、都市防災効果の高い公園・緑地の整備に努める。

2 緑地・農地の保全

(1) 緑地の保全

緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりではなく、震災時の火災延焼遮断帯や避難場所、あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っていることから緑地の保全に努める。

また、「みどりの保護及び育成に関する条例（昭和61年武蔵村山市条例第10号）」に基づき、効果的な都市緑化を推進する。

(2) 農地の保全

市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより、防災上においては火災の延焼を防止するほか、震災時には一時避難場所及び被災者への生鮮食料供給等の重要な役割を担うことから、市は、農地所有者の協力により、災害時の一時避難場所として利用できる農地を防災協力農地として指定している。（令和6年10月現在、33箇所を指定）

また、こうした市街化区域内農地を保全するため、長期・安定的に営農ができるよう生産緑地地区への指定や特定生産緑地制度の活用を促すとともに、農地の保全育成に向けた振興施策を展開していく。

(3) グリーンインフラ

多様なリスクに対応できるよう、緑地や農地等を保全し、雨水流出抑制を推進する。

3 オープンスペースの把握と活用

災害時に、市民の避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースについて、定期的に実態把握に努める。

【オープンスペースの把握事項】

ア 所在地	イ 所有者・管理者・連絡先	ウ 面積
エ 設備	オ 取付けの道路の状況	カ 現在の利用状況
キ 被災時の活用予定等		

(1) 応急仮設住宅建設予定地の確保

ア 市は、あらかじめ次の点を考慮し、応急仮設住宅建設予定地を定める。

- (ア) 接道及び用地の整備状況
- (イ) ライフラインの状況
- (ウ) 広域避難場所などの利用の有無

イ 市は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておき、年1回、都に報告する。

4 防災ネットワークの形成

(1) 市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路など様々な空間を活用して、防災ネットワークを形成する。

(2) 避難所として指定している学校や公園等に防災倉庫、貯水槽を整備して、発災時の防災拠点としての機能を向上させる。

(3) 市内に点在する公園・用水路・緑地を道路整備による歩行者空間のネットワークで結び付け、緑のネットワーク化を図る。

(4) 市内に点在する未利用地をミニ緑地として整備するとともに、延焼を抑制するため、ブロック塀を生垣に転換することなどにより緑の防災ネットワークの形成に努める。

第4節 都市基盤施設の整備

道路及び橋りょうは、単に人や物の輸送を分担する交通機能のみならず、震災時には、火災の延焼防止効果や避難路、緊急物資等の輸送ルートとなる等多様な機能を有している。

このことから、防災効果の高い都市計画道路の整備、道路ネットワークの確立(行き止まりの解消等)及び拡幅等の整備を推進し、また、老朽橋及び耐震力の不足している橋りょうについて、架替や補修等の整備に努める。

市民の生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要であり、都市生活を営む上で欠くことのできない設備である。

また、発災直後の応急対策を進める上でも、ライフライン施設が復旧しなければならない。市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、安全化対策を推進する。

【担当部署等】

項目	担当
1 道路の整備	北多摩北部建設事務所、都市計画課、道路下水道課
2 橋りょうの整備	北多摩北部建設事務所、道路下水道課
3 水道施設	立川給水管理事務所
4 下水道施設	道路下水道課
5 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
6 ガス施設	武陽ガス(株)
7 通信施設	NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
8 無電柱化(電線共同溝)の推進	道路下水道課
9 エネルギーの確保	総務契約課、危機管理課、施設管理部署

1 道路の整備

道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、震災時には、避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、本市においても防災上の観点から、幹線道路の整備を促進して、救援・消防活動にも有効な生活に密着した道路の整備を進めていく。

(1) 緊急活動重要路線の指定

市は、被災地及び被災者に対する救護活動、支援物資・食料等の輸送を迅速かつ確実にするため、主要市道を中心に災害時における緊急活動重要路線を指定している。緊急活動重要路線は、災害時に最優先に復旧する路線として位置づけ、道路障害物除去計画及び輸送計画を立案するとともに、道路拡幅等整備の推進を図る。

(2) 都市計画道路

市内の都市計画道路は資料19のとおり。

2 橋りょうの整備

市内の橋りょうは、主として残堀川及び空堀川に架設されたもので、これらの都道管理橋としては、新薬師橋、新残堀橋、青岸橋等がある。また、市道管理橋としては、神明橋、中砂橋、富士塚大橋等がある。これらのほか、久保の川等水路に架設された橋りょうが数多く存在するが、いずれも避難又は物資の輸送等に大きな障害となるものはない。

これら市内の河川の橋りょうについては、ほとんどが鉄筋コンクリート橋等に改修してあるので、早急な防災事業の必要は認められないが、「武蔵村山市橋梁長寿命化修繕計画」等により計画的な修繕を推進する。

3 水道施設

水道施設の耐震化の推進や耐震継手管への取替えを大幅に前倒しして実施するとともに、バックアップ機能の更なる強化や自家発電設備の設置・増強による電力の自立化を図る。

(1) 施設の整備補強

ア 浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら計画的に進めていく。

また、その他の重要施設についても耐震化を一層推進する。

イ 管路については、平成22年度から従来の取替計画を大幅に前倒しする「水道管路の耐震継手化10ヵ年計画事業」を実施しているが、市内の耐震化は51%（令和4年度末）であり、こうした取組を着実に推進していく。なお、これまで優先的に整備を進めた医療機関や首都中枢機関等への供給ルート耐震継手化は100%完了している。

ウ 震災時や広域停電時等においても、安定給水に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について無停電を拡充する。

エ 河川を横断する水管橋や添架管の流出などの被害を未然に防ぐため、断水影響人口などを考慮し、優先順位をつけて地中化を図っていく。

(2) バックアップ機能の強化

浄水場と給水所との間や給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

(3) 震災時における材料の調達

震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、東京都水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う。

4 下水道施設

施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図る。

(1) 計画目標

下水道施設の耐震性を向上させるため「下水道施設地震対策指針と解説」（日本下水道協会）及び「下水道施設耐震設計の手引き」に基づき下水道システム全体の安全性を高める。

(2) 施設の現況

枝線管きょや取付管の接続部などにおいて部分的な被害が想定される。

(3) 震災対策

ア 多摩地域等の下水道事業における災害支援連絡体制の整備・充実に努める。

イ 既設管の調査に基づき老朽管の取替え、接続部の改良補修を実施する。

また、「重要な幹線等」の区分設定を行い、耐震施設の構築を図る。

ウ 武蔵村山市下水道総合地震対策計画（平成27年）により整備したマンホールトイレスシステム（75基、約5,625人分）を活用した防災訓練を実施する。

5 電気施設

(1) 施設の安全化対策（地震）

設備名		電気施設関連の耐震設計基準
変電		機器は、動的設計(0.3G 共振正弦2波)、屋外鉄構は静的水平加速度0.5G（地震時においては風圧加重を考慮しない。） 機器と屋外の基礎は、水平加速度0.2G 以上
送電	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいため、これらの荷重を基礎として設計
	地中線	油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計
配電		地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づき設備形成
通信		変電、送電、配電設備に準じて設計

(2) 施設の安全化対策（風水害）

対策	目標
洪水	計画高水位以上とする。
強風	1 建物に対する風圧力は、建築基準法による。 2 送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備に関する技術基準の各該当項目による。

6 ガス施設

(1) 施設の安全化対策

施設名	安全化対策
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 2 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。
通信施設	1 ループ化された固定無線回線を整備する。 2 可搬型無線回線を整備する。
その他の安全設備	1 整圧所・メーターステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナーには感震・遠隔遮断装置を設置している。 2 震度5程度以上の地震時にガスを遮断する安全装置付ガスメーターを設置する。

(2) 整備計画

ア 整圧所設備

- (7) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
- (4) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ 供給設備

- (7) 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (4) 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- (9) この情報を解析し高密度に被害推定を行い、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行う。

7 通信施設

通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(1) 各通信事業者

機関名	安全化対策
電気通信設備	<p>電気通信設備等の高信頼化を図る。 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備(建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。</p> <p>(1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。</p> <p>(2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。</p> <p>(3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。</p>
電気通信システム	<p>電気通信システムの高信頼化を図る。 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。</p> <p>(1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。</p> <p>(2) 主要な中継交換機を分散設置すること。</p> <p>(3) 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築すること。</p> <p>(4) 通信ケーブルの地中化を推進すること。</p> <p>(5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源(移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等)を確保すること。</p> <p>(6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。</p>

(2) NTT東日本(株)

市が指定した避難所(小中学校、公民館等)のうち市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保する。

また、公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ等の施設に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

(3) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

市役所等の重要エリアの通信を確保するために非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化を実施する。

8 無電柱化(電線共同溝)の推進

電線共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等が図られることから、市が策定した「武蔵村山市無電柱化推進計画(令和6年3月)」に基づき事業の促進や適切な維持を図る。

9 エネルギーの確保

都、市及び防災関係機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

また、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

第5節 火災予防

令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」による被害想定(多摩東部直下地震M7.3、冬18時、風速8m/秒)では、多摩地区で195件の炎上出火が想定され、多摩地区で26,765棟が焼失、本市においては445棟が焼失すると予測している。

木造住宅密集地域や工場集中地域が多い本市としては、地震火災やこれに伴う混乱を防止するための対策は極めて重要である。

地震時には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具等からの火災の発生が予想される。このため、出火の危険につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策を進めるとともに、市民に対して防災意識の高揚と行動力の向上を図ることによって、地震時における出火を可能な限り防止する。

【担当部署等】

項目	担当
1 火気使用設備・器具の安全化	北多摩西部消防署
2 出火防止のための査察・指導	
3 住民指導の強化	危機管理課、北多摩西部消防署
4 文化財施設の安全対策	文化振興課、文化財所有者・管理者

1 火気使用設備・器具の安全化

現在、多くの火気使用設備・器具が使用されており、過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備、器具等からの出火する危険性は、極めて高いと考えられる。

このことから、北多摩西部消防署では東京都火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の設置の徹底、火気使用設備・器具周囲の離隔距離の確保及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策を推進する。

今後も適正な機能を保持するため、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

2 出火防止のための査察・指導

北多摩西部消防署により、次の事項を実施する。

- (1) 病院、高齢者福祉施設、飲食店、物品販売店舗等の防火対象物及び工場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置及び災害時における従業員の対応要領等について指導する。
- (2) その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火防災診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。
- (3) 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

3 住民指導の強化

各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、市民一人一人の出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。

さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

また、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行う。

(1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の普及
- イ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底

- ウ 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ火災警報器、漏電遮断器、感震ブレーカーなど出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒、落下防止措置の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテンなど防災製品の普及
- キ 灯油などの危険物の安全管理の徹底
- ク 防災訓練への参加
- ケ 各年代に対し、総合防災教育を活用した出火防止教育の徹底

(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 起震車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進
- イ 地震の時は、まず身の安全を図り揺れが収まるまで様子を見ることの指導
- ウ 火を使っている時は、揺れが収まってから、慌てずに火の始末をすること及び出火したときは、落ちついて消火することの徹底
- エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガスの元栓のしや断確認など出火防止の徹底
- オ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- カ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

4 文化財施設の安全対策

地震発生時には、指定文化財をはじめ多くの文化財に被害が生ずるおそれがある。
また、文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、市は、以下のように災害予防対策の充実を図るとともに、速やかな復旧を図る。

機関名	災害予防対策等の内容
市	教育部は所蔵文化財リストを整備する。
所有者又は管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。 2 消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。 3 文化財防災点検表を作成する。 (点検内容(主要項目)) <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財周辺の整備・点検 <ol style="list-style-type: none"> ア 文化財の定期的な見回り・点検 イ 文化財周辺環境の整備・整頓 (2) 防災体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> ア 防災計画の作成 イ 巡視規則や要項の作成等 (3) 防災知識の啓発 <ol style="list-style-type: none"> ア 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼び掛け (4) 防災訓練の実施 (5) 防災設備の整備と点検 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備 (6) 緊急時の体制整備 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第2章 地域防災力の向上

市民、事業者は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、市民及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第1節 自助による市民の防災力向上

【担当部署等】

項目	担当
1 市民の役割	市民、危機管理課
2 防災意識の啓発	危機管理課
3 市による啓発活動	

1 市民の役割

市民等は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

項目	内容
住家の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○日頃からの出火の防止 ○消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ○家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ○ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ○浸水・土砂災害ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じておく。
家庭内の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ○台風などが近づいた時の予防対策や避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
家庭内備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ○水（1日一人3L目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品の備蓄 ○在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分） ○断水、下水道被害に備えた携帯トイレ・簡易トイレの備蓄
避難の備え	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者がいる家庭における個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え ○災害発生に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認 ○風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。 ○「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
災害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○5段階の警戒レベルの意味や早期避難の重要性を理解しておく。 ○日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や被害状況などを覚えておく。 ○都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報等、河川監視画像を確認する。 ○気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。

項目	内容
訓練への参加	○都・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
地域における協働	○自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力 ○水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
その他	○買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え ○自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ○過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2 防災意識の啓発

- (1) 市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
- (2) 市民・事業者等が自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒等防止など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- (3) 市をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び市民・事業者等との連携を強化する。
- (4) 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別や性的少数者等による多様性に配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

3 市による啓発活動

- (1) 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。
- (2) 防災マップや防災パンフレット等の作成、配布を行う。
- (3) ホームページに、災害対策や防災情報を掲載する。
- (4) 防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会を実施する。
- (5) 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。
- (6) 防災意識の啓発のため、様々な機会を通じて広報活動を行う。

【市が行う広報内容の基準】

ア 台風・集中豪雨に関する一般知識	イ 各防災機関の風水害対策
ウ 竜巻に対する備え	エ ゲリラ豪雨対策
オ 家庭での風水害対策	カ 避難する時の注意
キ 土砂災害に対する心得	ク 台風時の風に対する対策
ケ 災害情報の入手方法	
コ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法	
サ 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令に関する取扱い	

第2節 自主防災組織等の強化

【担当部署等】

項目	担当
1 自主防災組織等の役割	危機管理課、自主防災組織、北多摩西部消防署
2 自主防災組織の充実	

1 自主防災組織等の役割

地域組織及び市民が自主的に結成した自主防災組織の役割やとるべき措置は次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
- (2) 初期消火、情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施

第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の向上
第3節 事業所による自助・共助の強化

- (3) 避難、消火、救助、炊出資機材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- (7) 要配慮者や女性、性的少数者などの視点を踏まえた避難所運営支援
- (8) 市からの要請等に応じて行う在宅避難者や自主避難所の所在等の把握、及びそれらの避難者に対して市が行うサービス・物資等の提供に関する支援

2 自主防災組織の充実

自主防災組織に係る広報及び自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、自主防災組織の結成、市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いや性的少数者の立場などに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育に努める。

(1) 自主防災組織の結成促進

- ア 市民への積極的な支援・助言により、自主防災組織の結成を推進する。
- イ 都と連携して自主防災組織の活性化を図るため、より一層きめ細やかな指導・助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう努める。

(2) 自主防災組織の活動環境の整備

活動用資器材の充実、拠点の整備等、自主防災組織の活動環境の整備に努める。

(3) 自主防災組織の訓練用資器材整備

自主防災組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、実技体験に必要な資器材を整備するとともに、北多摩西部消防署と連携し、訓練の技術指導を行う。

(4) 自主防災組織の活性化

北多摩西部消防署と連携し、救出・救助訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の指導を実施するとともに、都が実施するリーダー養成講習会への参加、防災講習会、座談会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて自主防災組織の活性化に努める。

第3節 事業所による自助・共助の強化

【担当部署等】

項目	担当
1 事業所の役割	事業者
2 市、消防署の役割	総務契約課、職員課、危機管理課、北多摩西部消防署

1 事業所の役割

事業所は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- (1) 帰宅困難者対策に係る「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（令和6年7月、内閣府）」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画等の計画に反映
- (2) 社屋内外の安全化、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備

- (3) 重要業務継続のための業務継続計画を策定し、事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認など事前対策の推進
- (4) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用
- (5) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災会等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性対策向上対策
- (6) 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
- (7) 商工会など横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- (8) 震災を想定した自衛消防訓練を通じた、発災初期段階での救出・救護活動に係る技術の向上

2 市、消防署の役割

- (1) 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。
- (2) 事業所に対して事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。
- (3) 消防署は、発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。
- (4) 広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について広く啓発に努める。

第4節 市民・行政・事業所等の連携

市及び関係機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

市は、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する地区防災計画の作成方法、手順、提案の手續等を普及、啓発する。

【担当部署等】

項目	担当
1 地域防災体制の確立	自主防災組織、事業者、危機管理課、福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども育成課、子ども子育て支援課

1 地域防災体制の確立

大地震時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想される。このため、それぞれの地域で防災関係機関、市民・事業所等の組織が連携して防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。地域の防災体制を確立するため、次の対策を推進する。

(1) 自主防災組織と事業所等との連携体制

地震による火災等の災害から、市民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要である。このため、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備する。

(2) 要配慮者に対する地域協力体制

要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）は、火災等の災害が発生した場合に、自力による避難等が困難である。このため、これら要配慮者の人命安全確保のため、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する近隣住民の協力体制づくりを推進する。

(3) 合同防災訓練の実施

地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動や自主防災組織及び事業所の自衛消防隊等の各組織が協力し、はじめて効果を発揮することができる。このため、組織間の連携を促進し、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

第5節 ボランティア等との連携・協働

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するためには、都、市、武蔵村山市社会福祉協議会、ボランティア及びNPO等関係機関との連携を図る必要があり、ボランティア活動を通じて知り得た課題の把握等、災害ケースマネジメントの実施に向けた情報共有も必要である。

【担当部署等】

項目	担当
1 一般のボランティア・NPO	武蔵村山市社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センター、協働推進課
2 登録ボランティア	東京都、東大和警察署、北多摩西部消防署、日本赤十字社東京都支部

1 一般のボランティア・NPO

(1) 武蔵村山市社会福祉協議会及びボランティア・市民活動センターとの連携

市、武蔵村山市社会福祉協議会及びボランティア・市民活動センター指定管理者の3者は、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置・運営するための体制づくりを推進する。

また、3者において災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施することにより、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

(2) 都との連携

市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進する。

2 登録ボランティア

(1) 東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

東京都所管	資格	業務内容
生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力の資格証明を有する者 (満18才以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

東京都所管	資格	業務内容
都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であつて、都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。
建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援・都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

(2) 交通規制支援ボランティアとの連携

東大和警察署（警視庁）は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、東大和警察署長からの要請を受けて警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送、設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

所管	資格	業務内容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	<ol style="list-style-type: none"> 1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

(3) 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

北多摩西部消防署（東京消防庁）は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から開始した。

平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

所管	登録資格者	業務内容
東京消防庁	<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ、震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳以上の者（中学生を除く。）で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 2 平常時は、消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 <p>※ チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施</p>

(4) 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

赤十字ボランティアの概要

所管	要件	活動内容
日本赤十字社 東京都支部	《東京都赤十字災害救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力、活動希望などにより被災者等への支援活動を実施

第6節 防災教育・防災訓練の充実

【担当部署等】

項目	担当
1 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	北多摩西部消防署、危機管理課
2 各機関の防災教育・防災訓練の充実	危機管理課
3 総合防災訓練等	危機管理課、北多摩西部消防署、消防団、自主防災組織

1 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- (1) 都、市は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- (2) 都、市は、都民防災教育センターや防災食育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。
- (3) 東京消防庁は、学校と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。

2 各機関の防災教育・防災訓練の充実

- (1) 自主防災組織の育成指導
- (2) 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援
- (3) 各避難所運営主体による避難所運営訓練や市総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加支援
- (4) 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- (5) 実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進

3 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

市は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するとともに、市民及び各関係機関等において震災時の行動の習熟及び防災意識の高揚を図るため、各関係者の参加のもと、実効性のある総合的かつ有機的な訓練を実施する。

ア 実施内容

震度6弱以上の大地震を想定し、災害応急復旧計画に含まれる事項を中心に訓練を実施するものとし、細目的事項についてはその都度定める。

イ 参加者

市、防災関係機関及び地域住民等

ウ 実施機会

毎年度1回実施する。

エ 実施場所

原則として市内小中学校のうちから選定した1校を実施会場とする。

(2) 地域住民主体訓練

市は、地域住民の防災行動力の向上及び防災意識の高揚を目的として、地域住民が主体となる訓練の実施を推進する。

ア 実施内容

総合防災訓練と同様に主に大地震の発生後を想定し、初期消火訓練や避難所開設・運営など、地域住民が中心となって参加する体験型の訓練を実施する。

イ 参加者

市、防災関係機関及び地域住民等

ウ 実施機会

適宜実施する。

エ 実施場所

大地震発生後直ちに避難所となる市内各小中学校を主な実施会場とする。

オ 市の役割

市は、地域住民に小中学校避難所開設・運営の中心的担い手となっていただけるよう、効果的かつ実践的な訓練を計画・実施する。なお、必要に応じて、学校関係者や自主防災組織等に協力・参加を要請する。

(3) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織及び自治会は、世帯数や規模等、それぞれの実態に応じて年間防災訓練計画を作成し、災害に備えた訓練を実施する。市は、必要に応じて資器材の貸出しや炊き出し用食料の提供等、訓練への協力を行う。

(4) 無線通信訓練の実施

ア 武蔵村山市地域防災無線の通信訓練

毎年定める「武蔵村山市地域防災無線定期通信訓練実施要領」に基づき実施する。

イ 東京都防災行政無線の通信訓練

都が毎年定める「東京都災害通信訓練実施要領」に基づき実施する。

(5) 水防訓練

機関名	内容
市・消防団 北多摩西部消防署	市、消防団、北多摩西部消防署が連携し、毎年、水防訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、訓練を実施する。 1 参加者 市、消防団、消防署、市民（自主防災組織等） 2 訓練項目 次の全部又は一部を協議選択して実施する。 部隊編成訓練、情報通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救助救急訓練、その他水災時の活動に必要な訓練

(6) 北多摩西部災害時支援ボランティアの訓練

次の訓練を実施する。

ア ボランティア活動技術

(ア) 応急救護活動

(イ) 広報支援活動

イ 都民指導技術

(ア) 応急救護指導要領

(イ) 消火活動指導要領

(ウ) 救助活動指導要領

(エ) その他の都民指導要領

(7) 都主催の訓練及び研修への参加

震災等の災害は都の全地域において発生する場合も考えられることから、全都一斉に、各機関の全てが参加して同時に実施する必要がある。このため、防災の日前後に都が実施する総合防災訓練に努めて参加し、広域防災体制の強化を図る。

また、災害対応を行うために都が整備・構築した制度やシステムの習熟に努めるため、都が主催する訓練・研修に積極的に参加すること。

第7節 要配慮者の安全確保

市は、災害が発生した場合、要配慮者の安全確保について、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。

【担当部署等】

項目	担当
1 要配慮者の安全確保	社会福祉施設管理者、北多摩西部消防署、危機管理課、協働推進課、福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども子育て支援課
2 避難行動要支援者の安全対策	北多摩西部消防署、危機管理課、福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、消防団、自主防災組織、武蔵村山市社会福祉協議会、民生委員

1 要配慮者の安全確保

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、日本語に不慣れな外国人などの要配慮者については、災害時の安全を確保するため、地域全体で支援する体制づくりを進める。

(1) 防災意識の普及・啓発

市は、都と連携して、災害時における要配慮者の安全確保に努めるとともに、都の作成した「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」、「災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針（区市町村向け）」を参考に、地域の実情に応じた防災知識等の普及啓発に努める。

(2) 防災行動力の向上

- ア 要配慮者が参加する震災対策訓練を実施するなど防災行動力の向上に努める。
- イ 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

(3) 緊急時の通報システムの整備

都は、65歳以上の病弱な一人暮らしの高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進めており、市はその一層の活用が図られるよう協力する。

(4) 地域が一体となった協力体制づくりの推進

- ア 市は、要配慮者と近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制づくりを推進する。
- イ 北多摩西部消防署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

(5) 社会福祉施設等の安全対策

北多摩西部消防署は、事業所、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定等の締結を促進するとともに、各施設における自衛消防訓練の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

また、要配慮者が入所、利用する社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(6) 外国人の支援

市は、国際交流団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。

ア 防災意識の普及・啓発

次の方法により、外国人の防災知識の普及・啓発に努める。

(7) 外国人の利用が多い窓口等で、防災知識の普及・啓発等を図る。

(4) 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。

イ メディアや外国人支援団体の活用

(7) 外国人向けメディアや外国人支援団体に対し、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行う。

(4) 豊富な経験や知識を有する外国人支援団体と連携しながら、分かりやすい多言語防災マニュアルの作成・配布、外国人向けの防災訓練の実施等、普及・啓発に努める。

ウ 語学ボランティアの活用

(7) ボランティア・市民活動センターや市内の大学等と連携し、語学ボランティアの確保を図る。

(4) 東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

エ 避難場所等案内看板の整備

発災時において誰でも迅速かつ安全に避難できることは、日本語に不慣れな外国人旅行者等の生命を守る上で重要なことである。このため、消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。

2 避難行動要支援者の安全対策

要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の安全対策については、災害対策基本法に基づき「避難行動要支援者名簿」の整備、更新を進めるとともに、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン（全体計画及び個別計画）の作成

市は、「武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者の避難支援体制の整備や個別計画の作成を進める。なお、この個別計画は、災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

ア 避難支援等関係者となる者

市では、下表に記す関係者を避難支援等関係者とし、日頃から多くの手段を使って市内への呼び掛けを行い、避難支援等関係者の確保に努める。

また、避難支援等関係者となる者には、必要に応じて避難行動要支援者名簿の情報提供を行う。

区分	避難支援等関係者となる者
1	北多摩西部消防署
2	東大和警察署
3	民生委員・児童委員
4	武蔵村山市消防団
5	武蔵村山市社会福祉協議会
6	自主防災組織
7	その他避難支援等の実施に携わる関係者

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は下表のとおりとする。

ただし、施設入所者及び病院の長期入院者は含めない。

障害等級、単身世帯等の状況によりある程度の範囲を定めるが、災害時の避難等で支援が必要な方を把握するため、この範囲に該当しない方でも本人の状況、希望等によって名簿に掲載する。

区分	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
1	在宅で人工呼吸器を使用している者
2	(1) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害等級が1級又は2級の者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者
3	療育手帳の交付を受けており、障害区分が1度又は2度の者
4	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている単身世帯の者
5	(1) 介護保険法に規定される要介護3から要介護5までの者 (2) 介護保険法に規定される要介護1及び要介護2で単身世帯の者
6	65歳以上のひとり暮らしの者であって、名簿登録を希望する者
7	その他、上記1から6に準ずる者であって、名簿登録を希望する者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(7) 名簿作成に必要な個人情報

災害対策基本法第49条の10第2項の規定等に従い、名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・名簿情報の提供に関する同意又は不同意
- ・その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(i) 個人情報の入手方法

名簿を作成するに当たり、名簿に掲載する者の個人情報については、個人情報を保有する関係機関、関係部署（都保健医療局、市健康福祉部福祉総務課・障害福祉課・高齢福祉課）から収集する。

エ 名簿の更新

名簿掲載者が転出又は死亡した場合、その都度、統括管理するものが内容を修正し、名簿全体の確認については、毎月行い内容を更新する。

また、避難支援等関係者への同意が得られた名簿（以下「同意者名簿」という。）の情報提供についても、年2回を目安に実施し、更新により避難支援等関係者が名簿を受領したときには、古い名簿は必ず市へ返還させるものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が講ずる措置

避難支援等関係者となる者に対する名簿情報の提供は、原則、避難行動要支援者本人の同意が得られている場合に限り行うものとする。

また、重度の認知症、障害等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合などは、親権者、法定代理人等による代理人の同意により提供する。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときには、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、市長は、本人の同意を得ずに、避難支援等の実施に必要な限度の名簿情報、個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供する。

なお、個人情報の適正な管理を行うため、名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する等、必要最低限のものとし、併せて名簿の情報提供の際に該当する避難支援等関係者に対して情報漏えい防止措置を説示し、協定書等の誓約を行い、市へ名簿情報の取扱状況について報告を求める。

また、個人情報の取扱いに関する注意事項を徹底する。

カ 避難行動要支援者が円滑に避難等を行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者については、高齢者等避難（警戒レベル3）の時点から情報の伝達を行い、避難開始等を行うよう促す。

また、情報伝達手段としては、防災行政無線（自動応答装置を含む。）や市の広報車、消防団等の車両出向による情報伝達放送、市災害情報メール、緊急速報メール等あらゆる伝達手段を活用する。

キ 避難支援等関係者等の安全確保

カに記述する避難行動要支援者への対応を行う避難支援等関係者は、全力で避難行動要支援者を支援し、及び助けようとするが、自己の安全確保を第一に考え、安全確保が図れない場合は助けられない可能性があることを周知する。

第8節 帰宅困難者対策

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」における被害想定において、市内では約6万人の滞留者が発生し、このうち約3,400人が帰宅困難者となることが想定されている。このため、一斉帰宅の抑制や、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化や帰宅支援策の強化など帰宅困難者対策の推進を図る。

【担当部署等】

項目	担当
1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	東京都、危機管理課、事業者、教育総務課、子ども育成課
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	広報・プロモーション課、デジタル推進課
3 一時滞在施設の確保	危機管理課
4 徒歩帰宅支援のための体制整備	危機管理課
5 事業者等における帰宅困難者対策	事業者

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

(1) 都及び市

多摩都市モノレール新駅完成後、駅周辺は多くの滞留者で混乱し帰宅困難者が増える可能性があることから、市民、事業者、行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

また、東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組を推進するとともに、都民や事業者等に周知していく。

その他、帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する市民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。

(2) 事業者

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

集客施設等においては「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。

(3) 学校等

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時から整備する。

(4) 児童館・学童クラブ

ア 応急指導計画の策定

子ども家庭部長は、各施設の立地条件等を考慮し、災害時の応急指導計画を策定し、指導の方法などを明確にしておく。

イ 子ども育成課児童担当課長の責務

子ども育成課児童担当課長は子ども家庭部長と協議して応急指導態勢に備えて、次の事項を遵守する。

(ア) 施設の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、並びに児童の引取方法等を含め保護者等との連絡方法を確立すること。

(イ) 東大和警察署、北多摩西部消防署、保護者等との連絡網を確認すること。

(ウ) 各施設設備の自主点検、委託点検を常に実施すること。

(エ) 勤務時間外における災害に備え、非常招集の方法を定め、職員に周知させること。

(5) 市民等

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など必要な準備をする。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

都及び市は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

3 一時滞在施設の確保

- (1) 路上等の屋外で被災した帰宅困難者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に滞在する施設を確保する必要がある。
- (2) 一時滞在施設は、公共施設・民間事業所を問わず幅広く確保する。
- (3) 市及び都はそれぞれ、所管する施設で受入れ可能なものを一時滞在施設として指定し、市民・事業者にも周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。
- (4) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時滞在中に当たっては、高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦などの受入れを優先するスペースを確保するほか、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための体制を整備する。
- (5) 一時滞在施設には、受け入れた帰宅困難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）及びWi-Fiアクセスポイントを整備する。

【一時滞在施設】

施設名等	所在地
東京都立武蔵村山高校	武蔵村山市中原一丁目7番地の1
東京都立上水高校	武蔵村山市大南四丁目62番地の1

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

都及び市は、帰宅困難者等への情報提供体制の整備、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り都民・事業者にも周知する。

また、帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

5 事業者等における帰宅困難者対策

(1) 事業者における施設内待機計画の策定

ア 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。

イ 事業者は、冊子等(電子媒体も含む。)により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

ウ 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品(トイレットペーパー等)、燃料(非常用発電機のための燃料)等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

エ 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後の3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は3日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

(7) 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。

(4) 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など)のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

(2) 外出する従業員等の確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うなどにより発災時に企業等が従業員の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社若しくは自宅の距離に応じて従業員等がとるべき対応を検討しておくことが望ましい。

(3) 安否確認手段

ア 安否確認については、電話の輻輳^{ふくそう}や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

(7) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル171

(4) 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS等

イ 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

(4) 帰宅ルールの設定

ア 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

イ 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

(5) 訓練の実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

第3章 防災体制の整備

災害時の被害を最小限にとどめるため、市は平常時から災害対応のための必要資機材、拠点施設等の整備を計画的に進める。

また、職員の災害対応能力を高めるとともに、災害に即応できる活動体制を整備する。

第1節 応急活動体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動等を迅速に行うための組織及び体制の整備を図る。

【担当部署等】

項目	担当
1 職員配備体制	各部各課
2 防災教育	総務契約課、危機管理課
3 業務継続体制	危機管理課

1 職員配備体制

震災の場合は、第3編 第1部 第1章 第1節「2 職員配備体制」、風水害の場合は、第3編 第2部 第1章 第1節「2 職員配備体制」による。

各対策部長はあらかじめ、部に所属する課（班）が非常配備態勢の種類に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかねばならない。

また、防災訓練等により体制の検証を行い、必要に応じて配備計画の見直しを図る。

2 職員の防災教育

災害時には、職員自らも被災者となり、特に夜間・休日等の初期段階では参集職員の不足や防災の責任者、担当者の不在等により限られた人員での対応になることが想定される。

しかし、このような状況下においても、職員は防災対策実行上の主体としてその対策活動が要求される。

職員に対して、平素から防災に関する十分な知識・判断力の向上のため、職員行動マニュアル等を作成し、職員が果たすべき役割等についての教育に努めるとともに、職員行動マニュアル等は、図上訓練や実働訓練等により改善に努める。

また、火災及び地震の発生に備えて、庁舎等の防災訓練を定期的を実施する。

3 業務継続体制

災害に備えて平常時から救出体制や救援体制の整備などを行い、震災が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

市は、「武蔵村山市業務継続計画（震災編）」について、市職員への周知及び訓練を行うなど、迅速な復旧体制を構築するとともに、必要に応じて修正を行っていく。

第2節 応急活動拠点等の整備

【担当部署等】

項目	担当
1 活動庁舎等の整備	総務契約課、教育総務課、学校給食課、施設管理部署
2 緊急輸送ネットワークの整備	都市計画課
3 災害時臨時離着陸場候補地の選定	危機管理課、健康推進課
4 遺体収容所で使用する資機材の確保	危機管理課、市民課

1 活動庁舎等の整備

市庁舎、学校、警察、消防等の防災機関の施設、医療関係機関等の防災施設は、震災時においては、応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることもある。そのため、市及び関係機関は、これらの施設の安全化を図り、機能を確保する。

庁舎、医療関係機関等の施設については、震災時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を図る。

また、災害発生時には、非常用発電設備の燃料などの各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、市は、事業者と各種の燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては、電力を供給する設備の優先順位を定めておく。

(1) 市庁舎の概要と設備

項目	市庁舎	第二庁舎	第三庁舎
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建	鉄骨造 2階建	鉄骨造 2階建
面積	敷地	6,533.33 m ²	
	延床	7,795.17 m ²	496.37 m ²
電気設備	受電設備 6.0 KV 契約電力 650KVA		
発電設備	非常用発電設備 177KW 200V 200KVA 18.1KW 200V 18KVA		
給水衛生設備	受水槽 21m ³ 高架水槽 14m ³		

(2) 防災食育センターの概要

防災食育センターは、平常時は、学校給食を調理・提供するとともに、防災及び食育に関する普及啓発や学習に寄与する施設として機能し、災害時は、備蓄している物資を調理し、避難所等へ応急給食を提供するとともに、食料関係の救援物資の受入・集積・配布を行う施設として機能するものである。

【防災食育センターの設備の概要】

用途	工場（学校給食調理場）	
敷地面積	2,482.46㎡	
建築面積	1,401.70㎡	
延床面積	1階	1,415.92㎡
	2階	1,367.50㎡
	3階	1,061.34㎡
	屋上階	26.78㎡
	合計	3,871.54㎡
構造規模	鉄骨造3階建（塔屋1階）	
耐火種別	耐火建築物	
基礎	直接基礎	
付 属 棟	プロパン庫、資源・廃棄物庫、除害施設 ポンプ室、受水槽ポンプ室、駐輪場	
応急給食数（災害時対応）	60,000食（3日間）	
食数（平常時最大）	6,000食	
主な設備	受水槽	ステンレス製 125t
	予備燃料（LPガス）の備蓄量	50kg×52本
	マイクロコージェネ	4台
	太陽光パネル	10kw対応

(3) ヘリサインの設置

災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する。

本市においては、市役所、市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、雷塚小学校、第一中学校、第五中学校、小中一貫校村山学園、小中一貫校大南学園第七小学校のほか都立武蔵村山高校並びに東京経済大学村山校舎体育館屋上に設置されている。

2 緊急輸送ネットワークの整備

都及び関係機関は、緊急時の緊急輸送を円滑に行うため輸送路の多ルート化を図りつつ、緊急輸送ネットワークを整備する。整備の基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急交通路」、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急の道路障害物除去路線」との整合性を図る。
- (2) 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて第一次から第三次までの緊急輸送ネットワークに分類する。

【指定緊急輸送ネットワークの分類】

分類	目的	説明	市内の対象道路区間
第一次緊急輸送ネットワーク	都と市本部及び都と他県との連絡を図る。	応急対策の中枢を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関を連絡する輸送路	<ul style="list-style-type: none"> ・新青梅街道全線 ・都道59号線（本町一丁目交差点～立川市境）
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送道路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅街道全線 ・都道55号線（市役所東交差点～三本榎交差点） ・都道59号線（かたくりの湯入口交差点～本町一丁目交差点）
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域輸送拠点等を連絡する輸送路	<ul style="list-style-type: none"> ・都道55号線（三本榎交差点～立川市境） ・都道162号線（三ツ木交差点～伊奈平南交差点） ・主要市道第25号線（伊奈平南交差点～立川市境）

3 災害時臨時離着陸場候補地等の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。このため、市ではヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、平成7年10月に東京経済大学村山キャンパスを「災害時緊急ヘリポート」に指定している。

また、令和4年から東京都が多摩地域で「東京都ドクターヘリ」の運行を開始したことに伴い、市内7カ所にランデブーポイント（ドクターヘリが救急車から患者を引き継ぐ場所）を設置している。

【東京都ドクターヘリランデブーポイント】

令和7年1月現在

名称	所在
大南公園野球場	武蔵村山市緑が丘2542番地
三ツ木地域運動場	武蔵村山市三ツ木一丁目15番地の2
さいかち公園	武蔵村山市学園四丁目5番地の2
武蔵村山市総合運動公園第一運動場	武蔵村山市岸五丁目31番地の7
雷塚公園野球場	武蔵村山市学園四丁目4番地
都営村山アパート北東側未利用地	武蔵村山市緑が丘1460番地 他
東京経済大学村山キャンパスサッカー場・サブグラウンド	武蔵村山市学園五丁目22番地の1

4 遺体収容所で使用する資機材の確保

市は、遺体収容所の設置、運営について、あらかじめ関係機関との協議により、資機材の調達、保管及び整備にかかる事項について条件を整理し、資機材の確保に努める。

第3節 消防活動体制の整備

現在の都市構造では、出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。

したがって、地震による火災被害が予想される地域については、可能な限り延焼拡大防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要であることから、消防活動体制の整備強化、装備資機（器）材の整備、消防水利の整備等を推進する。

【担当部署等】

項目	担当
1 消防活動体制の整備強化	北多摩西部消防署
2 装備資機材の整備	
3 消防水利の整備	北多摩西部消防署、危機管理課
4 消防団活動体制の充実	危機管理課、消防団
5 初期消火態勢の強化	北多摩西部消防署
6 消防活動路の確保	北多摩西部消防署、都市計画課
7 消防活動が困難な地域への対策	北多摩西部消防署、道路下水道課

1 消防活動体制の整備強化

- (1) 常備消防は、東京消防庁北多摩西部消防署の下に、表「消防署の人員・消防車両」に示す人員及び車両を配備し災害に備えている。
- (2) 平成17年8月には、火災等による被害の軽減を目的として、専門的知識及び技能を有する隊員と先進的な資機材が配備されたことにより、高度な能力を有する消火隊としての特別消火中隊が北多摩西部消防署に発隊した。
- (3) 平時の消防力を震災時にも最大限に活用するため、被害予測に対応した震災消防計画を策定し、有事即応態勢を確保する。

【消防署の人員・消防車両】

令和7年4月現在

区分	配備人員	配備車両数					計
		ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他	
北多摩西部消防署	106人	2台	1台	1台	2台	7台	13台
武蔵村山出張所	29人	2台	1台	—	1台	—	4台
東大和出張所	38人	2台	—	—	1台	—	3台
計	173人	6台	2台	1台	4台	7台	20台

2 装備資機材の整備

震災時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資機材を整備するとともに、車両等の故障に即応できる整備体制を充実強化する。

3 消防水利の整備

- (1) 市では、国が定める「消防水利の基準」に基づき整備・充足を図っているが、引き続き効果的な消防水利の確保に努める。
- (2) 震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、公共施設への併設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、防火水槽等の確保を積極的に推進する。

【本市の消防水利の現況】

令和4年3月現在

区分	消火栓	防火水槽	プール	受水槽	貯水池	その他
基数	792	224	18	4	3	3

4 消防団活動体制の充実

消防団は、常備消防組織である消防署と異なり、非常備の消防組織で、一般市民として本業に携わっている消防団員で構成されている。

消防団員は、火災や災害などが発生した場合は招集がかかり、消防署と連携して消防活動を実施する。

また、平常時には消火活動や災害救助等に必要な訓練を行うとともに、防災関係の広報なども行っている。消防団員は地域を知るとともに訓練を十分に積んでいることから、地域の防災リーダーとしての役割を担っている。

(1) 消防団の組織

本市の消防団は、団長1名・副団長4名からなる「消防団本部」と、市内全域を分けた8個の「分団」と女性部で構成されており、団員定数210名で活動している。消防団本部に指揮車1台、各分団に消防ポンプ自動車、可搬ポンプ車を1台ずつ、女性部に広報車を保有している。

(2) 消防団の役割

消防団は、常備消防や市をはじめとする行政機関と自主防災組織、地域住民との間をつなぐ存在であり、「公助」を担う消防機関であるとともに、地域における「共助」活動の中心的存在でもある。

(3) 消防団体制の強化

ア 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。

また、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団を周知する。

イ 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、活動に必要な救助資機材等を整備する。

ウ 各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実施し、火災活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

エ 教育訓練の推進による、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

オ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

カ 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

キ 令和6年5月に協定を締結した、武蔵村山市災害活動応援隊と連携した活動を行い、災害対応力向上を図る。

5 初期消火態勢の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が緊要である。このため、北多摩西部消防署では消防用設備等の適正化、初期消火資機材の普及並びに家庭、事業所及び地域における自主防火体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力の向上と初期消火態勢の確立を図る。

本市においても、昭和47年度から市街化地域を中心に街頭消火器を設置し、以後計画的に整備しているが、今後も、より一層の初期消火態勢を充実させるため、適正配置に努めていく。

(1) 街頭消火器の設置

震災時に予想される同時多発火災に対し、近隣住民が協力して初期消火活動が行えるよう、街頭消火器の設置を行う

街頭消火器は、常に使用可能な状態にしておくため、器具の補修を速やかに行うとともに、できるだけ多くの人々が使用できるよう使用方法、設置場所の周知に努める。

【市が設置した街頭消火器の現況】 令和6年10月現在

型式	設置数
ABC型粉末消火器	379か所

(2) 防用設備等の適正化指導

消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

6 消防活動路の確保

地震発生時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没などにより消防車両等が通行不能となることが予想される。このため、消防活動路を確保するため、次の対策を推進し消防活動の確保を図る。

- (1) 消防力の整備と併せ、民間からの借上等による特殊車両の確保及び特殊車両の運行技能者の養成に努める。
- (2) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅切り整備などを関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。
- (3) 震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について、警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

7 消防活動が困難な地域への対策

地震発生時には、道路の狭あいに加え、路面の損壊や道路周辺建築物等の倒壊又は断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、道路の拡幅、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプの活用及び消防団体制の充実などの施策を推進するとともに、地域危険度（火災危険度）や震災時における焼け止まり効果の測定結果等を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努めていく。

第4節 医療救護体制の整備

地震発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予測される。

また、医療関係機関においても、一時的混乱や停電、断水等ライフラインの機能の停止により診療機能が著しく低下することが予想される。

医療救護は、震災時における市民の生命と身体を守る要であることから、市は平時から各防災機関と密接な連携を取り、災害に備えた体制整備を進める。

【担当部署等】

項目	担当
1 後方医療体制	東京都、健康推進課
2 医薬品・医療資器材の供給体制	健康推進課

1 後方医療体制

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、適切な後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。

このため、都は、災害時に主に重症患者の収容・治療を行う災害拠点病院や、災害拠点病院を補完し、主に中等症患者等の収容・治療を行う災害拠点連携病院を指定し災害時の受入体制の確保に取り組んでいる。

また、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保するなど広域的な連携体制のもと迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害医療体制の充実を図っている。

本市においても、国及び都との連携を密にし、後方医療施設を含めた広域医療体制の確立に向けて努力するものとする。

(1) 東京都災害拠点病院（北多摩西部）

令和7年1月現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	病床数	三次	ヘリ	無線
北多摩西部	国立病院機構 災害医療センター	立川市緑町3256番地	455	○	○	○
	立川病院	立川市錦町四丁目2番地の22	450			※
	東大和病院	東大和市南街一丁目13番地の12	284			○

三次：救命救急センター等の三次救急医療施設 ヘリ：ヘリコプターの臨時離発着場設置

無線：東京都防災行政無線設置

※立川病院は業務用MCA無線を設置

(2) 救急医療機関（武蔵村山市）

名称	所在地	病床数	災害拠点 連携病院	救急告示 医療機関
武蔵村山病院	榎一丁目1番地の5	300	○	○
国立病院機構村山医療センター	学園二丁目37番地の1	303		○

2 医薬品・医療資器材の供給体制

医療救護所等に医薬品等が適切に供給できる体制を確保するため、逐次、医療品・医療資器材の確保・備蓄を進める。

(1) 供給体制の基本的な考え方

ア 市による医薬品等の備蓄

市は、災害発生後3日間で必要な量の医薬品等を備蓄する。

イ 市薬剤師会及び医薬品卸売販売業者との協議等

市で備蓄する医薬品が不足した場合及び4日目以降に必要となる医薬品を確保するため、市は、医薬品等の調達方法について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と協議しておく。

特に、市は、医薬品卸売販売業者と協定を締結し、医薬品等を確保するよう努める。

第5節 応援協力体制の整備

大規模な災害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、平時から他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

【担当部署等】

項目	担当
1 他市町村との協力	危機管理課
2 防災関係機関との協力	
3 民間団体との協力	
4 公共的団体等との協力	

1 他市町村との協力

- (1) 災害時における応急対策の万全を期するため、隣接市等と平素から協力体制の確立に努めるものとする。
- (2) 災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合は、その事務が円滑に行われるようあらかじめ応援の種類・手続等必要な事項について相互応援の協定を締結すること。
- (3) 市が相互応援協定を締結している市町村は、次のとおりである。
 - ア 東京都26市3町1村
 - イ 長野県栄村
 - ウ 埼玉県桶川市
- (4) 他の自治体等からの応援職員の受入れと配置は、災害対策部が応援職員名簿を作成し、宿泊施設等を確保して行う。
- (5) 応援の職員を要請しようとする各班は、災害対策部へ要請するものとする。

2 防災関係機関との協力

- (1) 市は、平素から防災関係機関と災害対策上必要な資料及び調査研究の成果を相互に交換するなど連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておくものとする。
- (2) 市は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害の応急対策及び復旧対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。
- (3) 災害時において、他の機関の円滑な協力が得られるよう、市では次のとおり協定を締結している。
 - ア 一般社団法人武蔵村山市医師会（医療救護活動）
 - イ 日本郵便株式会社武蔵村山郵便局（相互応援協定）
 - ウ 一般社団法人東京都武蔵村山市歯科医師会（医療救護活動）
 - エ 一般社団法人武蔵村山市薬剤師会（医療救護活動）
 - オ 公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部武蔵村山地区（応急救護活動）
 - カ 公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会（医療救護活動）

3 民間団体との協力

市は、その所掌事務に係る民間団体に対し、震災時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努め、定期的な連絡体制の確認及び対応マニュアルの整備等連携強化を図るものとする。（資料17参照）

4 公共的団体等との協力

- (1) 市は、市内における公共的団体等の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備するものとする。
- (2) 市は、市民相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法について、災害時における活動が能率的に処

理できるようその内容の周知徹底を図る。

(3) 協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市又は防災関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他の情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 震災時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- キ 被災状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に協力すること。

(4) 令和6年現在、協定を締結し震災時の協力業務及び協力方法を定めている団体

- ア 社会福祉法人村山福祉会特別養護老人ホーム伊奈平苑（福祉避難所の開設等）
- イ 社会福祉法人武蔵村山正徳会特別養護老人ホームサンシャインホーム（福祉避難所の開設等）
- ウ 東京都立村山特別支援学校（福祉避難所施設利用）
- エ 社会福祉法人あすはの会障害者支援施設福生第二学園（指定福祉避難所の開設等）
- オ 医療法人財団 立川中央病院 介護老人保健施設アルカディア（福祉避難所の開設等）
- カ 社会福祉法人恭篤会特別養護老人ホームむさし村山苑（福祉避難所の開設等）
- キ 社会福祉法人 あいの樹（福祉避難所の開設等）
- ク 東京都立上水高等学校（避難所施設利用）
- ケ 東京都立武蔵村山高等学校（避難所施設利用）
- コ 合同会社Walk（福祉避難所の開設等）
- サ 身体障害者福祉センター（指定福祉避難所の開設等）

第6節 避難体制の整備

大規模災害発生時には、住宅やライフライン等の被災により多数の避難者の発生が想定される。そうした事態の中で、避難情報が発令された場合は、防災関係機関と連携し、安全な避難所への適切な避難誘導を行う必要がある。

市長は、災害対策基本法及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）等に定める基準等に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、都に報告する。

また、指定避難所の指定に当たっては、指定一般避難所と指定福祉避難所を分けて指定する。

市は、ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

【担当部署等】

項目	担当
1 指定緊急避難場所の指定及び安全化	危機管理課、教育総務課、施設管理部
2 指定避難所の指定及び安全化	
3 福祉避難所の指定及び安全化	高齢福祉課、障害福祉課、子ども子育て支援課

1 指定緊急避難場所の指定及び安全化

- (1) 災害の種類（地震、洪水、土砂災害）ごとに、その危険から安全を確保する施設を指定する。
- (2) 指定緊急避難場所の指定基準は災害対策基本法及び災害対策基本法施行令によるものとし、原則として次のとおりとする。

ア 地震に対しては、耐震性のある施設であること。

イ 洪水に関しては、浸水想定区域外の施設であること。浸水想定区域内の施設の場合は浸水から安全を確保できる収容スペースを有すること。

ウ 土砂災害に対しては、土砂災害警戒区域外の施設であること。土砂災害警戒区域の施設の場合は、土砂災害から安全を確保できる収容スペースを有すること。

- (3) 市は、災害時に市民が指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、計画的に各指定緊急避難場所に通ずる主要道路の安全性の向上に努める。

また、指定緊急避難場所の標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した避難場所であるかを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。

2 指定避難所の指定及び安全化

- (1) 市は、本計画においてあらかじめ指定避難所を指定し、市民に周知しておく。
- (2) 指定避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システムへの入力等により、都に報告する。
- (3) 住居が被災するなど自宅に戻れない被災者等が一時的に滞在するために市立小中学校の体育館等を指定避難所に指定している。

指定避難所の指定基準は、災害対策基本法及び災害対策基本法の基準によるものとし、おおむね次のとおりとする。

ア 救援物資の運搬車両がアクセスしやすい施設とする。

イ 耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）で、土砂災害特別警戒区域外の施設とする。

ウ 被災者等を滞在させるために適切な規模を備えている施設とする。

エ 避難所における居住スペースは、原則としてパーテーション1張（2m×2m）当たり2人とする。ただし、避難所に受け入れる被災者数及びスペースの状況に応じて、スフィア基準の基本指標である1人当たり最低3.5㎡とする。その際は、車イス等を置く場所を可能な限り確保する。

また、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にするとともに、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

- (4) 指定避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実にを行う等、安全性を確認・確保するとともに、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定、内閣府）」に基づき必要な資機材等の整備を行う。

また、被災者のプライバシーの確保及び生活環境の良好な保全のほか内閣府男女共同参画局が示した「災害対応力を強化する女性の視点」に記載された事項の実現や性的少数者への最大限の配慮に努める。

- (5) 小・中学校においては、第1次的には体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。
- (6) 食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- (7) 避難所における防寒及び熱中症対策を踏まえた資機材の確保に努めること。
- (8) 避難者が自身の通信機器を使用して情報収集するための環境整備を図る。

3 福祉避難所の指定及び安全化

福祉避難所は、高齢者、障害者、乳幼児等、その他の特に配慮を要する者を滞在させる施設とし、本市においては、指定福祉避難所と協定の締結による福祉避難所を指定している。

今後、更に増強していく際には、老人福祉施設、障害者福祉施設、医療機関等、利用者のニーズに近い施設を指定し、利用場所等を明確にしていく。

また、避難行動要支援者の人数、障害等の種類、程度等の状況を見ながら福祉避難所の増強を図っていく。

(1) 指定福祉避難所の指定

市は、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所（福祉避難所）のうち、特に配慮を必要とする要配慮者が災害時に直接避難するための施設を、指定福祉避難所として指定する。（資料28参照）

指定福祉避難所を指定したときは、受入対象者を特定して公示することにより、受入対象者とその介護者のみが避難する施設であることを明確にするものとする。

また、指定福祉避難所に指定された事業所に対しては、避難所の開設に必要な備蓄物資及び備品の購入費用等を補助する。

(2) 福祉避難所の指定

高齢者、障害者、乳幼児等、一般の被災者と一緒に避難所における生活が困難な要配慮者に対し、医療や介護など必要なサービスを提供するため、協定の締結等により社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。（資料29参照）

第4章 被害防止対策の推進

第1節 水害予防対策

本市には、残堀川と空堀川の2つの一級河川があるが、河川改修により周辺地域への氾濫等による被害はほとんど見られなくなってきた。しかしその反面、市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が少なくなり、代わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、豪雨時に大量の雨水が一気に小河川や下水道に流れ込み、排水能力を超えた小河川や下水道管から雨水が路上にあふれ出るなど、いわゆる都市型水害の発生がしばしば見られるようになった。

このため、市では、洪水対策及び都市型水害対策等について被害防止のための施策を推進している。

【担当部署等】

項目	担当
1 基本方針	東京都
2 雨水流出抑制対策の推進	道路下水道課、都市計画課
3 河川対策	東京都、道路下水道課
4 下水道対策	道路下水道課
5 水防災総合情報システム	東京都
6 大規模洪水氾濫に対する減災の取組の推進	東京都、危機管理課、都市計画課、道路下水道課
7 市民への洪水情報の提供	東京都、危機管理課
8 水防法に基づく水防対策	危機管理課
9 避難態勢の整備・確立	

1 基本方針

東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）を踏まえ、流域の特性や降雨規模を考慮した次の水準を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

【東京都豪雨対策基本方針による施策と取組】

施策	取組内容
外水はん濫を防ぐ 「河川整備」	<河川整備の目標> 気候変動を踏まえた年超過確率 1/20 の規模の降雨に対応
内水はん濫を防ぐ 「下水道整備」	<下水道整備（多摩部）の目標> 目標降雨である時間 75 ミリ降雨に対し、流域対策、多様な対策手法を組み合わせることで内水氾濫による被害を防止
雨水の流出を抑える 「流域対策」	河川や下水道への負荷を減らすため、雨水の流出を抑えていく。公共、民間施設における雨水貯留・浸透施設設置への支援を充実し、あらゆる関係者の取組を促す広報の強化等を行い、時間降雨 10 ミリ分を超える対策を行っていく。
水害に強い 「家づくり・まちづくり対策」	浸水危険度に関する情報の事前周知 家づくり・まちづくり対策についての情報共有化 浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の推進 高台まちづくりの推進 グリーンインフラを活用した家づくり・まちづくり対策の推進
生命を守る 「避難方策」	降雨・水位等の情報提供の充実 地域としての防災力向上

2 雨水流出抑制対策の推進

都市化の進展による保水、遊水機能の低下を要因とした「都市型水害」の被害を防止、軽減するため、雨水の流出抑制型下水道による整備を推進するほか、公共・公益施設、大規模民間施設及び一般住宅に対しても、雨水流出抑制施設の設置を進める。

3 河川対策

(1) 河川の現況

本市の河川は、水系別に大別すると、多摩川水系の残堀川と荒川水系の空堀川の2つの一級河川がある。この2つの河川の支流として、いくつかの水路があるが、地形及び河川の規模から見て洪水等による被害は局地的で、著しい被害は少ないものと思われる。

ア 残堀川

岸一丁目30番地先から榎一丁目21番地先付近を流れる一級河川で、下流から整備がなされ、今後の治水効果が期待される。

イ 空堀川

本町五丁目野山北公園周辺に源を発し、市役所北側を流れ神明三丁目92番地先から東大和市へと流れている河川で、上砂・神明河道内調節池及び武蔵村山河道内調節池の整備により、治水効果を高めている。

令和6年4月より水位周知河川の指定を受けたことにより、氾濫のおそれがあるときには氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）が発表される。

ウ 久保の川

三ツ木四丁目18番地一帯の山から出た水は市立第一中学校の北側を流れ、都道第59号（多摩大橋通り）の地下に設置された雨水幹線に接続されて残堀川に注いでいるが、学園一丁目56番地から神明一丁目58番地付近までの間はカルバート構造の旧川部が残っており、流域一帯の雨水を集めて空堀川に注いでいる。この河川は、全区域改良が施され、かつ、2か所で分水しているが、河床が浅いため異常降雨時には^{いっすい}溢水等の危険性がある。

エ 横丁川

岸四丁目1番地の禅昌寺裏山一帯と、三ツ木四丁目5番地付近一帯の山から流れ出た水は、岸三丁目8番地付近で合流し、三ツ藤三丁目22番地付近から残堀川に注いでいる。なお、この河川は、逐次護岸改修が進み上流の一部を残すのみとなったが、河床は未整備であり、河床の浅い所で、異常降雨時に溢水等の危険性がある。

(2) 河川改修

河川は、急激な市街化に伴い、異常降雨時において一時的に流量が増大し、被害が発生することがある。

そこで、市の管理する河川については、年次計画を定め、護岸かさ上げ、しゅんせつ等積極的に改修整備を進める。

また、都で管理する一級河川である残堀川については、改修工事が進められ、本市区間は整備済みである。

空堀川については、下流より河川改修を行っている。

4 下水道対策

(1) 市の対策

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため市では浸水対策として、1時間50mmの降雨に対処できる施設の整備を行うとともに、流出先河川の整備や流域下水道雨水幹線の整備と連携し、計画的な整備推進に努める。

また、市は、都下水道局と連携し、浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

(2) 都の対策

多摩地域においては、分流式で整備した地域は、污水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生している。

また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域がある。これらの状況を改善するため、本市においては、空堀川上流雨水幹線を整備中であり、市の雨水整備と連携を図る。

5 水防災総合情報システム

都では、水防上必要な地点に水位計、雨量計、河川監視カメラを設置している。本市における河川水位の観測地点は、残堀川では青岸橋、空堀川では新薬師橋、中砂橋、神明橋、地上雨量の観測地点は、残堀川の青岸橋である。河川監視カメラは残堀川では富士塚橋の1箇所、空堀川では新薬師橋、中砂橋、神明橋の3箇所に設置されている。

また、市でも、市役所、小中一貫校大南学園第七小学校、残堀・伊奈平地区学習等供用施設の3箇所に雨量計を設置している。

6 大規模洪水氾濫に対する減災の取組の推進

市は都や関係機関と連携し、大規模な洪水氾濫に対して円滑かつ迅速な避難や水防活動、氾濫水の迅速な排水等を実施するため、関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針（東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会、令和7年改定）」の実施を推進する。

7 市民への洪水情報の提供

洪水の危険が予想される際に、迅速かつ的確な判断を下せるよう、都から市に雨量・気象情報・河川水位に応じた防災情報について提供される。

また、気象情報会社から収集した気象情報及び都から収集した気象情報を活用し、市民からの通報や気象情報の問合せの窓口の充実を図る。

8 水防法に基づく水防対策

水防法（昭和24年法律第193号）により、都知事から指定を受けた洪水浸水想定区域については、想定区域ごとに、水害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒地域における水害を防止するために必要な避難態勢に関する事項を定める。

市においては、市民に対しハザードマップによる情報提供を行うとともに、避難情報発令時の避難方法、避難場所等について周知徹底を図る。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては施設の名称及び所在地を本計画（資料23参照）に定め、水防法に基づく避難確保計画の作成等を施設管理者等に求める。

9 避難態勢の整備・確立

(1) 重要施設の点検と浸水対策

水災対策の要となる重要施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

ア 重要施設：市庁舎・出張所、防災倉庫、避難所

イ 対策例：施設の床面・機器のかさ上げ、止水板の設置等

(2) 資器材、物資の備蓄

水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。

(3) 迅速かつ的確な情報収集

- ア 洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- イ 要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行う。
また、市民等が必要としている情報をテレビ、ラジオ等で迅速に提供するよう、マスコミ等との連携の強化を図る
- ウ 避難指示等の発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の2段階に分けて情報を提供するなど、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるよう「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を策定した。

第2節 土砂災害予防対策

市では、都市化の進展に伴い、崖地や急な斜面に宅地を造成し住宅を建築するケースが多くなっている。

また、市内には窪地、谷あい等で小規模な傾斜地や急傾斜地崩壊危険箇所が存在することから、これら危険地域における予防対策を推進する。

【担当部署等】

項目	担当
1 崖・擁壁等の安全化	東京都、都市計画課
2 急傾斜地等の安全化	東京都、危機管理課、都市計画課
3 規制指導等の強化	東京都、都市計画課
4 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策	東京都、危機管理課、都市計画課

1 崖・擁壁等の安全化

都は、崖地に建築物や擁壁を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づき、防災上の見地から指導を行っている。今後、新たに宅地造成工事を行う者や既設の危険な崖・擁壁の所有者や管理者に対しては、建築基準法等に基づき、災害の防止等のために必要な措置をとるよう指導を行っていく。

市においても、危険が想定できる崖・擁壁等の把握に努めるとともに、その所有者等に対し、安全対策について指導を行っていく。

2 急傾斜地等の安全化

市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域が125か所（うち土砂災害特別警戒区域が113か所）指定されている。

都は、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行う。

3 規制指導等の強化

崖地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき防災上の見地から指導を行う。

今後、新たに工事を行う者に対しては、これらの指導を更に強化するほか、既設の危険な崖・擁壁の所有者や管理者に対しても、宅地の保全や災害防止のための必要な措置が講ぜられるよう、積極的に指導を行う。

4 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策

土砂災害防止法により、都知事から指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒地域における土砂災害を防止するために必要な避難態勢に関する事項を定める。

市においては、市民に対しハザードマップ等による危険箇所等の情報提供を行うとともに、避難情報発令時の避難方法、避難場所等について周知徹底を図る。

また、警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては施設の名称及び所在地を本計画（資料24参照）に定め、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等を施設管理者等に求める。

第3節 事故災害予防対策

本市は、西部地域が在日米軍横田基地等と隣接している関係上、基地内部での大規模火災や航空機の墜落等による、自然災害以外の大規模事故による被災のおそれがある。更に市内には、国立感染症研究所村山庁舎が位置し、実験動物の施設外逃げ出しやウイルスの施設外への漏洩事故等、不足の事態発生も想定しなければならない。

また、市内に立地する危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の市民に影響が及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理体制の強化を図っていく必要がある。本節においては、石油類、高压ガス、火薬類、毒劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

【担当部署等】

項目	担当
1 航空機事故対策	企画政策課、危機管理課
2 石油類施設	北多摩西部消防署
3 高压ガス施設	東京都、東大和警察署、北多摩西部消防署
4 火薬類施設	
5 毒物・劇物、化学薬品等施設	国立感染症研究所村山庁舎、東京都、東大和警察署、北多摩西部消防署、都市整備部、教育部
6 放射線等使用施設	東京都、東大和警察署、北多摩西部消防署
7 危険物等の輸送の安全化	
8 応急用資機材の整備	北多摩西部消防署

1 航空機事故対策

航空機事故対策については、日頃から関係機関と十分な連携を図りながら、事前の対策及び事故後発生後の情報連絡体制について十分に協議し、対応を講じておく必要がある。

(1) 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議

航空機の墜落事故が万が一発生すれば、大きな被害の発生は避けられず、迅速な対応を図るためには関係機関の連絡体制の強化が重要である。

そのため、国は昭和53年9月に、航空機事故による被害が発生した場合の連絡調整体制の整備及び提供施設、区域現地関係機関連絡調整体制の整備についての通達を発出した。

東京都ではこれを受け、昭和56年2月に、航空機事故等連絡調整体制の整備についての関係機関連絡会議である「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」を設置し、通報体制や緊急措置について定めている。

(2) 緊急連絡先

連絡会議における本市の緊急連絡者職名は以下のとおりである。

機関名	勤務時間内				時間外
	連絡者		電話番号		電話番号
武蔵村山市	正	副	内線(正)	内線(副)	042-565-1111 警備員室
	危機管理 担当部長	危機管理課長	330	331	

2 石油類施設

(1) 保安計画

北多摩西部 消防署	<p>ア 平素から危険物流失事故等の事例を研究し、それに基づく改修指導を実施することにより、類似事故の発生と拡大防止を図る。</p> <p>イ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。</p> <p>ウ 次の事項について指導する。</p> <p>(ア) 危険物事業所の自主保安管理体制の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資機材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。</p> <p>(イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること。</p> <p>エ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資機材の整備充実を図るよう引き続き指導する。</p>
--------------	--

(2) 規制及び立入検査

北多摩西部 消防署	<p>ア 規制 危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。</p> <p>イ 立入検査 「火災予防査察」による立入検査を行う。</p>
--------------	--

3 高圧ガス施設

(1) 保安計画

都環境局	<p>ア 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。 また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。</p> <p>イ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。</p>
東大和警察署	<p>関係団体と情報交換、相互協力を行うとともに、連携を密にして防災訓練を推進する。</p>

(2) 規制及び立入検査

都環境局	災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
北多摩西部消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

4 火薬類施設

(1) 保安計画

都環境局	関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。
東大和警察署	施設周辺における市民の避難誘導體制を確立する。

(2) 規制及び立入検査

都環境局	対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持又はその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。
東大和警察署	立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し是正を要請する。
北多摩西部消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

5 毒物・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

国立感染症研究所 村山庁舎	ア 「国立感染症研究所病原体等安全管理規程」に基づき、安全管理の徹底に努める。 イ 「災害・事故等発生時における対応マニュアル」に基づき、事故発生時における対応措置及び定期的な訓練の実施等を行う。
都保健医療局 (多摩立川保健所、 健康安全研究センター)	ア 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 イ 毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。
都下水道局 市都市整備部	ア 水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理している。 イ 水質試験などを行う各部所において、毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、災害防止、火災防止に努める。

<p>都教育庁 市教育部</p>	<p>毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。</p> <p>ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。</p> <p>イ 毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。</p> <p>ウ 毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」等の表示をすること。</p> <p>エ 毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した鍵のかかる丈夫な保管庫とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする。</p> <p>また、保管庫は床又は壁体等に固定すること。</p> <p>オ 毒物・劇物収納容器の密栓、多段積み避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。</p> <p>また、危険性の高い薬品類は保管庫の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。</p> <p>カ 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。</p> <p>キ 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。</p> <p>ク 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。</p>
<p>東大和警察署</p>	<p>職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。</p>

(2) 規制及び立入検査

<p>都保健医療局 (多摩立川保健所、健康安全研究センター)</p>	<p>毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。</p>
<p>北多摩西部消防署</p>	<p>「火災予防査察」による立入検査を行う。</p>

6 放射線等使用施設

現在、国（原子力規制委員会）においては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素（R I）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視態勢をとるなど各種の安全対策を実施している。

(1) 保安計画

<p>都保健医療局 (多摩立川保健所)</p>	<p>ア 都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。</p> <p>イ 病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。</p> <p>ウ 都内の放射性同位元素（R I）使用病院等で被害が発生した場合、東京都は、人身への被害を最小限にとどめるため、4人1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、市民の不安の除去等に努める。</p>
-----------------------------	---

東大和警察署	ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。 イ 施設周辺における避難誘導體制を確立する。
--------	--

(2) 規制及び立入検査

都保健医療局 (多摩立川保健所)	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。
北多摩西部 消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

7 危険物等の輸送の安全化

石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送等により行われている。

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関係機関による路上取締りを毎年定期的実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

都保健医療局 (多摩立川保健所)	(1) 毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 (2) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。(毒物及び劇物取締法) (3) 関係機関との連絡通報体制を確立する。
東大和警察署	指導取り締まりを推進するとともに、関係機関等の連絡通報体制を確立する。
北多摩西部 消防署	(1) 立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、「火災予防査察」による立入検査を行う。 (2) 指導方針 石油元売り各社に対し、次の事項について指導する。 ア 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 イ 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 ウ 安全度の高い輸送手段への移行

8 応急用資機材の整備

危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限にとどめるため、平時から応急用資機材を整備し、直ちに応急対策を実施する体制の整備に努める。

